

千葉市地域生活支援給付の利用者負担額上限額管理事務の取扱いについて

【旧】～令和2年3月31日

○管理事業所となる順位

以下のアからオの順位とする

ア 障害児通所支援における上限額管理事業所

イ 障害福祉サービスにおける上限額管理事業所

ウ グループホーム

エ 登録地域生活支援給付サービス事業所

○みなし登録地域生活支援給付サービス事業者について

地域生活支援給付の登録を受けていない事業者が、上記ルールに基づき管理事業所となった場合、みなし登録事業者として統合上限額管理を行う。

【新】令和2年4月1日～

○管理事業所となる順位

登録地域生活支援給付サービス事業所

※ 障害福祉サービス事業所や、障害児通所支援事業所が、地域生活支援給付の統合上限額管理者となることはありません。

○みなし登録地域生活支援給付サービス事業者について

地域生活支援給付の登録を受けていない事業者が、管理事業所となることがなくなるため、みなし登録は不要となる。